

平成29年度

三重済美学院事業計画

社会福祉法人三重済美学院

法人事業計画

1. 法人の基本理念

多様な福祉サービスが利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう、又その有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、福祉の拠点づくりにふさわしい役割を具現する。

2. 法人の基本方針

基本理念をもとに「利用者を支援するための行動規範」（平成22年度作成）を遵守し、計画的で安定した事業運営を図る。

権利擁護、個人の尊重、専門的な支援、チームワーク及び地域社会との信頼の5点を基本的な姿勢として位置づけ、利用者一人ひとりが最良の人生を送ろうとするための支援を目指して、最大限努力する。

三重済美学院は、寛容と調和の精神に重きを置き、すべての人を大切にします。

3. 平成29年度の法人事業計画

はじめに、平成29年度は法人の基本方針に一行を付け加えさせていただきました。平成28年7月26日の神奈川県の施設の事件を受けて、当法人は、人権擁護が出発点であるという表明をしたいと思えます。『すべての人を大切に』をめざして。

平成29年度の法人事業計画については、まず第一に組織の見直しを行いたいと考えています。法人の評議員会、理事会の同意がいただけたら、法人の理事6名中、半数の3名を常勤の職員とし常に日々の責任体制を明確にしたいと思えます。また、3部長制を廃止し、新たな定款にふさわしい法人組織改革を実施します。そのための諸規則の改正を行います。第二に現在喫緊の課題である人材確保について、早急に何ができるのか検討をして実施していきたいと思えます。それに付随して職員のモチベーションの向上を目指し、現行の規則の改正等を検討する委員会の立ち上げ、「我々の職場意識」を高めたいと思えます。最後に昨年まで行ってきた度会郡の玉城町、大紀町の障害者相談支援事業を今年度より撤退させていただきます。各町が自前で行う体制が整ったとのことで利用者にご迷惑はお掛けしないということです。

各施設等の事業計画は、後の紙面となります。

4. 平成29年度各事業の概要（平成29年4月1日現在）

- ・ 障害児入所施設 三重済美学院（定員30名、短期入所5名）
施設長 久保田加奈子
児童発達支援管理責任者 宮崎貴弘
主任児童指導員 前田和音

- ・障害者支援施設 済美寮（定員：生活介護100名、施設入所支援100名、短期入所5名）
 - 施設長 鈴木弘之
 - サービス管理責任者 黒田伸
 - サービス管理責任者 西村真耶
 - 山びこ寮主任生活支援員 田村純
 - こだま寮主任生活支援員 一志真由美
 - ひのき寮主任生活支援員 山村松義
 - さくら寮主任生活支援員 白井千春
- ・障害者支援施設 ルーベンハイム志摩（定員：生活介護50名、施設入所支援50名、短期入所6名）
 - 施設長 正住さとし
 - 副施設長 光山隆善
 - サービス管理責任者 濱口浩規
 - 大地主任生活支援員 真野裕文
 - 青空主任生活支援員 橋本由佳里
- ・婦人保護施設 あかつき（定員：30世帯）
 - 施設長 中井真知子
 - 主任指導員 中村洋子
- ・生活介護事業所(通所) すばる（定員：30名）
 - 管理者 鈴木弘之
 - 副管理者兼サービス管理責任者 右田尚直
 - 主任生活支援員 岩城里佳
- ・共同生活援助事業所 ふらっと（9ヶ所、52名）
 - 管理者 酒井 香（サービス管理責任者兼務）
 - サービス管理責任者 竹内光陽
- ・共同生活援助事業所 ポケット（1ヶ所、6名）
 - 管理者 正住さとし（サービス管理責任者兼務）
- ・指定一般・特定・障害児相談支援事業 いっぽ
 - 管理者 鈴木弘之
 - 主任相談支援専門員 森見典子
- ・伊勢市障害者総合相談支援センター フクシア
 - 障害者就業・生活支援センター ブレス
 - センター長(相談統括) 淀谷祥子
- ・事務所 事務長 立松浩明

障害児入所施設 三重済美学院

1. 運営方針

- ・法人の基本理念、基本方針の下、一人ひとりの職員がそれを実現する為に、常に「今何ができるか」を意識して支援に当る様な職場環境になる事を目指す。
特に法人の「利用者支援のための行動規範」の権利擁護、個人の尊重、専門的な支援、チームワーク、地域社会との信頼の5点を基本的姿勢としていく。
- ・障害児入所施設の機能の充実を目指して、多様な状態像の児童に対する専門的な支援を行うと共に地域生活移行のための支援を行っていく。
- ・子どもの暮らしの場として安心、安全な生活を保障し、子どもの人権に配慮して、発達に応じた個別、あるいは集団の中で成長を促す支援を行っていく。
- ・子どもが自身の特性や能力を発揮して主体的に物事に取り組めるよう支援していくことで自己実現に繋げる。
- ・地域支援として短期入所、日中一時支援を実施して家族支援を行っていく。

2. 目標

- (1)社会的養護を中心とした多くの課題を持って入所されるケースが増えている為、職員一人ひとりが入所児童の特性をしっかりと理解した上で、共通の認識の下支援に当ると共に保護者支援にも努めていく。
- (2)入所支援計画は、具体的に、誰が見ても支援している内容が分かるように立て、チームで統一した支援を行う。その為にはアセスメントの重要性を認識し、支援の動きの周知や記録の徹底とデータ化を行い、入所児童が目指す生活に繋げていく。
- (3)18歳（高等部卒業時）での地域生活移行を目指して保護者、児童相談所、援護の実施者になる市町や関係機関と連携をしていく。入所については障害児入所施設の機能を関係機関等に周知できるよう努力していく。
- (4)職場内の相互支援として職員がお互いを認め支えあう環境、相談しえある環境を目指す。又、対人援助職として自己覚知を心掛けることで入所児童の権利擁護に努めていく。

3. 利用者支援に対する重点項目

「個別の発達段階に応じた支援」を利用者の特性理解に努めながらチームとしてアプローチしていく。また、子どもの将来像をイメージしながら職員が行うべき支援のあり方についても検討していく。

- (1)客観的指標と連携。
- (2)仮説、見立てによる支援を具体的に職員間で取り組み実証することで、支援者の技術力向上に繋げていく。
- (3)チームアプローチを行うことに当たっての記録の重要性。
- (4)「本人が見通しを持てることでの安心感」を目標にした取り組みを実施する。
上記の4点を平成29年度も継続していくことで、高等部卒業に向けた支援を職員一人ひとりが実践していく

※現状と課題

平成29年4月1日（見込み）の入所児童は23名で男子21名、女子2名であり、男女差が大きくなっている。定員は30名だが建物の3Fを男子20名、2Fを女子10名の生活場所としているため検討が必要になる。

4. 短期入所・日中一時支援事業

- (1)平成29年度も一人ひとりのケースを把握し、保護者との連携を大切にして利用者に三重済美学院へ来る事を楽しみにして頂ける様、又保護者には安心して短期入所・日中一時支援を利用して頂ける様に努めていく。その為に引き続き出来る限り一人ひとりのケースに合わせた過ごし方が出来る様な環境作りと支援を心掛けていく。
- (2)利用希望日が土・日曜日に集中する為、利用者の支援度に合わせて一日の利用件数を決めた上で、各自のニーズに合わせて調整していく必要があり、保護者に理解を求めていく。
- (3)20歳以上者の利用については、ご本人の様子やご家族の意向に沿えるよう済美寮の利用を希望された場合は、出来る限りスムーズに移行できるよう努力していく。
- (4)身体障害を伴う知的障害児の受け入れについて、平成28年度内に3件の相談があったが、利用には至っておらず、入所児童との兼ね合い等から課題はあるが、ニーズに沿った受け入れが出来るのかその都度検討して対応していく。

障害者支援施設 済美寮

1. 運営方針

法人の基本理念、基本方針の下、一人ひとりの職員がそれを実現する為、自分が今何を考え、何を実行しなければならないのかを意識しながら仕事出来る様な職場環境になる事を目指す。

特に法人の「利用者を支援するための行動規範」の権利擁護、個人の尊重、専門的な支援、チームワーク、地域社会との信頼の5点を基本的姿勢として支援していく。

利用者の高齢化・障害の重度化が進んでいる為、身体面、情緒面への配慮が重要となる。日々の変化（表情や言動等）を見逃さず早期の対処とそれに応じた支援が必要不可欠となる為、職員の気づき・チームとしての協力体制を意識した職員集団を目指す。又後見人等、地域資源、医療機関との連携が増々重要となる。

2. 済美寮全体の目標

- (1) 強度行動障害などの障害特性を有する方々が安心して暮らせる場所であるよう、より専門的な支援について職員一人一人が意識していく。アセスメント把握の強化と生活の組み立てを実施し、想定できるリスクを検証して未然防止の統一支援を図る。
- (2) 日中活動について、心身の健康に関する支援を中心に残存能力の維持と生活に根ざした楽しみや特技を生かした創作グループと生産活動を通して地域との関わりを持ちながら働くことの喜びやルールを体験してもらうグループの2本立てで支援する。創作及び健康維持を主体としたグループでは障害特性を配慮した構造化や取組メニューの向上を支援目標とする。生産主体のグループは働くことへの意欲や作業を通じて自信が持てる場であるように支援して働くことへの思いや姿勢を大切にしている。
- (3) 地域移行の可能性のある利用者は関係機関、後見人等と連携してそれを進めていく。また社会資源の一つであることを念頭に置きながら地域のニーズに応えられるように取り組む。
- (4) 支援者の質向上について、各自で抱負を立てて年度途中と年度末に振り返りを持ちながら役割・責任を認識すること、根拠のある知識や技術を共有しチームアプローチができることを目指す。

3. 短期入所・日中一時支援事業

- (1) 一人ひとりのケースを把握し、利用者に安心して済美寮を利用して頂けるよう、保護者との連携を大切にしていく。
必要に応じて、市町、指定相談支援事業所や各関係機関との連携を図っていく。
- (2) 利用目的や緊急度に応じて利用していただけるよう、受け入れの調整をしていく。
新規利用希望者において緊急時に安心して利用出来るように慣れておきたいという方については、状況に応じた利用をして頂けるよう調整をしていく。

障害者支援施設 ルーベンハイム志摩

事業計画

- 1.平成27年12月に認定された虐待事案（平成29年1月30日に県より終結通知）の改善内容の継続、発展を図り、より良い支援に向けた職場環境、職員の資質の向上に繋がる取り組みを行う。

平成28年度に実施した虐待防止の取組み（各種研修・気付きと振り返りの検証等）により一定の成果があった虐待や人権の知識、障害特性や本人主体の支援の基本の理解を基に、それらを具体的に発揮し、伸長できる取組みが必要である。

包括的にはチームワークの構築を基とし、個々の気付きが自然にチーム内で検証、改善できるような現場作りと、必要時には施設長、サービス管理責任者等に相談しやすい環境作りを継続、発展する。また、個別支援計画の作成や支援会議等の場で、より良い支援を目指すことが虐待防止の根幹であることを更に周知、徹底していく。

- 2.主に強度行動障害のある若年層の利用者の定着、安定と、従来の高齢層の利用者の安全、安らぎを守り、施設全体としての新たな支援体制を確立する。

近年入所者で精神障害や強度行動障害のある利用者に対する支援内容、生活の安定について、一定の形は構築されたが、まだまだリスクは高いといわざるを得ず、更なる支援の向上と工夫に取り組む。

従来から利用されている高齢層の利用者とのトラブル、危険防止の対策はソフト、ハード両面から必要であり、住み分けも視野に入れて検討していく。

- 3.地域唯一の入所型施設として、入所のみならず在宅の方が安心して地域生活を送れるよう、短期入所及び日中一時支援の受け入れ等、地域ニーズへの安心且つ速やかな対応を行う。

ルーベンハイム志摩は地域で唯一の障害者支援施設（入所型）であり地域貢献を果たす責務を自覚し、緊急時の速やかな対応はもちろんのこと、短期入所、日中一時支援にもニーズの整理、調整を相談支援事業所等と連携しながら対応していく。特に志摩市においては日中活動事業所との連携から他事業所送迎による利用も定着しており、地域在住の障害者のためにも尊重、継続していく。

- 4.指定特定相談支援事業所のサービス利用計画（計画相談）と連動し、利用者個々の総合的な視点に叶うような入所支援のあり方を視野に入れ、連携体制の強化、人材育成、利用者の意思決定支援による個別支援計画の見直しを行う。

人権尊重、地域移行が叫ばれる昨今、入所施設そのものの存在意義が問われているが、社会資源と利用者個々の状況、人生のステージ、今後の方向性を指定特定相談支援事業所等と総合的な共通認識を持ちながら、今現在における入所施設の役割を果たしていく。そのためには、個々の家族との関係性や年齢、利用可能な地域資源、制度の状況を踏まえ、且つ障害特性に配慮した意思決定支援、長期—中期—短期をきちんと見据えた個別支援計画が必要である。

- 5.志摩市地域自立支援協議会と連動して、事業所間の連携強化、職員の資質向上、地域への障害者理解の啓発活動を行う。継続して下記のことを行っていく。

①事業所間の連携強化

- ・ルーベンハイム祭への招待、出店・自立支援協議会やプロジェクトでの地域課題改善協力
- ・各事業所間の情報交換と連携、協力

②職員の資質向上

- ・合同の職員研修会の開催
- ・地域ケア会議での困難ケース検討
- ・施設内研修会への相互乗入れ

③地域への障害者理解の啓発活動（地域啓発プロジェクト・働くプロジェクト）

- ・イベント等各所でのパネル展示 ・民生児童委員、学校関係へのパンフレット作成、配布
- ・民生児童委員との学習、見学会の実施 ・市の広報、ホームページへの参画
- ・ルーベンハイム志摩独自の取り組みとして、文岡中学校との通し3年間の「であい学習」
- ・企業への具体的な障害者雇用促進パンフレットの作成、配布
- ・施設内、外就労の事業所の枠を超えた協働

6.ルーベンハイム志摩からの地域移行と地域生活支援拠点の地域貢献の両面から自活訓練棟の有効活用を行う。

個々のニーズ、特性を検討、把握したうえで、グループホーム等の地域生活の内容、実情、その生活のあり方と可能性を十分に検証し、必要と思われる利用者については、個別支援計画に反映して自活訓練棟「歩」での実習を試みる。また志摩市地域自立支援協議会で協議している地域生活支援拠点の取り組みについて、在宅の方が安心して地域生活が送れるよう、そしてスムーズに次のステージに移行できるための「歩」の有効活用について、地域貢献が果たせるよう具体的な検討を行う。

7.安全と使い勝手、美観の確保のため、建物外部の木製手摺、飾り木の取り換えを検討、実施する。

平成28年度に腐食して落下の危険が顕著になった建物外部の木製手摺、飾り木の撤去は完了したが、手摺がないために利用者の落下防止で窓が開けられず、布団等も干すことが出来ず、また飾り木がなくなったために美観も損ねている現状である。

経理上のことも鑑みながら、早急に設置を進めて行く。

生活介護事業所（通所）すばる

1. 運営方針

法人の基本理念、基本方針を支援の基礎とし、「利用者を支援するための行動規範」の権利擁護、個人の尊重、専門的な支援、チームワーク、地域社会と信頼の5点を基本の支援に、利用者への最良の支援に何が必要なのか、どのような行動をすべきかを常に考えながら日々の支援を行っていく。

また、通所の生活介護事業を取巻く昨今の現状を踏まえ、地域に根差した生活介護事業を実施していく必要があると考え、利用者のニーズ、保護者のニーズ、地域のニーズを的確に把握し、それぞれのニーズへ柔軟に対応できるようにしていく。

活動としては、午前中に実施している三郷山への歩行を体力づくりと精神的な安定を目的に「いきいき活動」として取組み、午後は、利用者の個性を重視した創作活動や地域との繋がりとして、近くのコンビニエンスストアでのアルミ缶回収や利用者の家族等からのアルミ缶回収を行い作業活動に取り組んでいく。

併せて、済美寮の日中活動の中にある生産活動との連携を図り、利用者にとって有意義な毎日を過ごせるよう支援を行っていく。

そして、前年度に実施予定であった土曜、日曜、祝祭日の開所についての検討、昼食に外注弁当の導入及び、利用者への支援のあり方など、生活介護事業についての再考を実施することにより、報酬改定も考えながら必要とされる事業所へ基礎を固める年度としていきたい。

2. 目 標

- (1) 土曜、日曜、祝日の開所について、開所方法、活動内容等を検討していく。
- (2) 外注弁当のメリット、デメリットを検討し、出来れば早期に導入する方向で進める。
- (3) 利用者に魅力を感じてもらえる事業を実施し、地域や関係機関等への働きかけを行い、一人でも多くの方が利用して頂けるよう支援内容を検討し、実施していく。
- (4) 職員個々の意識を高め、この意識をもってチームワークを醸成し、利用者が安心して、安全で、気持ち良く過ごして頂ける事業所を作っていく。
- (5) 利用者の家族との連携をこれまで以上に図っていく。

共同生活援助事業所 ふらっと

1. 運営方針

法人の基本理念、基本方針の下、グループホームで生活される利用者を「地域の中で生活する人」として捉え、その方が希望される生活、その方らしい生活を実現させる為には何が必要かを検討し、支援者がチームとして支援をしていく。

2. 重点目標

(1)個別支援計画に沿った支援の実施の徹底

利用者を中心に置き、個別支援計画に沿って、世話人、生活支援員、サービス管理責任者がチームとして支援して行く。利用者一人ひとりの課題、支援の方法等について情報交換、意見交換し、支援の在り方を具体的に検討する。そして、より個別化した支援を構築していく。又、個別支援計画を利用者と共有する為、表現方法及び伝達方法について工夫していく。

(2)利用者の高齢化に対する理解

利用者の高齢化に伴い疾病の発症が増えている。高齢障害者の身体的な変化、精神的な変化を的確に掴み対処できるように、ふらっと内で研修会を実施し、理解を深めていく。

(3)虐待防止についての取り組み

管理者、サービス管理責任者が中心となり、社会福祉法人三重済美学院「虐待防止・虐待対応時マニュアル」に沿って取り組んでいく。虐待の芽を摘むため、よりよい支援の実現のため、支援について本音で話し合える風通しのよい職場環境を目指していく。

(4)防災への取り組み

職員一人一人が、常に防災について関心をもち、気づきを出し合って、利用者の安心、安全な生活を実現していく。

消防法改正に伴う設備設置についての課題が残っている。自動火災報知設備の設置については、伊勢市消防本部予防課との申し合わせとして、平成30年3月31日までに消防署が認めた住宅用火災警報器（連動型）「特定小規模用感知器」を設置することで、自動火災報知設備の設置義務を免除するとされているので、平成29年度中にふらっと全部のグループホームに住宅用火災警報器（連動型）「特定小規模用感知器」を設置する。

(5)他の機関との連携

利用者が生活の上で関わりのある職場、他の福祉サービス事業所、成年後見人、担当市町、相談機関等との連携を密にして情報交換及び意見交換をし、一事業所の職員の視点だけではなく、多角的な視点を持って利用者の支援に当る。

(6)余暇支援の充実

余暇の過ごし方が分からない、余暇活動の幅が広がらない利用者に対して、余暇活動を企画し希望された利用者に参加して頂く。また、今後自分で出かける機会の参考にできる余暇活動も企画していく。そして、職員と一緒に行動することにより、関係性を構築する機会とする。

共同生活援助事業所 ポケット

事業計画

1. 間食過多（体重増加）に対し、適切な摂取と金銭管理、間食に頼らない余暇支援を実施し健康管理に努める。
必要と思われる各行事の選別もほぼ完了し、継続して個々の茶道教室、調理教室、各種障害者団体の行事、自治会行事への適切な参加に努めるが、様々な制約等から十分な参加ができない利用者が2名いるので、適合できる地域のサークル等を探す。
小遣いの渡し方、使途支援については、ほぼ形が定着できてきたが、本人の健康管理に留意しながらも、自由と心の充足が得られるように緩やかな支援を心がける。
無理のない楽しめる範囲で休日、平日の運動も考えていく。
2. 「自由で家庭に近い当たり前の地域生活」というグループホームの原点に立ち返り、日課や支援のあり方を見直す。
具体的には
 - ①少しでも主体的に生活に参画できるような場の設定
間食実習や自分たちで食事メニューを考える機会を作る。
 - ②障害者団体や事業所の行事だけでなく地域の納涼祭や環境整備活動への参加
平成28年度より実施、継続。
 - ③入浴や食事時間等での個別配慮の拡大
ゆとりのある日課を見直す。
 - ④自治的な話し合いや活動の充実
定期的なアンケートと利用者会議に基づく環境整備や余暇の充実等について、全体の流れや職員の勤務時間等とも整合させながら、検討、実施していく。
3. 第二、第三のホームの開設準備を進める。
地域生活拠点整備について、地域自立支援協議会でも地域ニーズの集約、検討を行っているが、消防法や建築法、法人の運営との整合性を持たせながら、そのニーズを出来るだけ受け止めるような協力を少しずつでも具体化していく。
また、他のグループホーム開設を目指している法人に対しても、開設のノウハウ等で協力を行う。ルーベンハイム志摩の事業とも併せて、数少ない入居型事業であり、地域貢献を果たしていく大きな役割がある。
4. サービス利用計画（計画相談）との整合性を図り、関係機関、事業所や後見人、保護者との相互理解、連携を強化し、利用者が安心して地域生活が送れるようにする。
平成28年度は数名の利用者が「一人の利用者のために関係者が同じ方向を向いて協力し合う」ことを念頭において支援した結果、一定の成果が得られた。引き続き日頃の連絡や担当者会議はもちろんのこと、自立支援協議会や各プロジェクト、地域ケア会議、合同の研修会等において、顔の見える親交を重視しながら相互理解、連携、協力を深めていくようにする。

指定一般・特定・障害児相談支援事業所 いっぱ

1. 事業計画

- (1) 地域のニーズと伊勢市との約束に従い相談支援専門員を1名増員する。法人全体としての地域貢献の一つと考え、障がい児者の生活の下支えに努力する。
- (2) 当該利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう利用者主体を第一に考え、家族、福祉、就労支援、医療、保健、教育等関係機関と密接な連携を図り、当該利用者の意向、心身状況、その置かれている立場に応じ、利用者又は障がい児の保護者の選択に基づき、適切なサービス等が多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。
- (3) 運営に当たっては、市町、障がい者相談支援センター、障がい福祉サービス事業者、インフォーマル支援者等と緊密な連携を図り、地域において必要な社会資源の改善、開発に努める。
- (4) 実施に当たっては、利用者又は障がい児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者又は障がい児の保護者の立場に立ちつつ、権利擁護や本人が持っている力が引き出せるような視点を持ちながら、望む生活が可能となる支援が網羅され、関係者それぞれが支援の共有と役割を果たせるような生活を総合的に支援する計画作成に努める。
- (5) 計画作成対象障がい者等に提供される障がい福祉サービス等が特定の種類又は特定の障がい福祉サービス事業者等に不当に偏らないよう、公正中立に行うよう努める。
- (6) 自らその提供する一般・特定・障がい児相談支援の評価を行い、常にその改善を図っていく。

2. 活動内容等

- (1) 伊勢志摩圏域相談部会
- (2) 伊勢志摩圏域地域移行支援部会
- (3) 伊勢市相談支援ネットワーク会議
- (4) 自立支援協議会の会議
- (5) 法人内相談部会の事例検討会
- (6) その他研究参加

障害者相談支援センター事業

1.障がい児等療育相談支援事業（伊勢志摩圏域）

- (1) 療育相談
訪問、外来、電話等で、障がい児等に対して各種の相談を行う。
- (2) 療育指導
障がい児等に対し、家庭訪問及び外来による療育指導を行う。
- (3) 障害福祉サービス等の利用に関する助言
障がい児等に対して地域内の障害福祉サービス事業所等の社会資源活用について助言を行う。
- (4) 教育機関等との連携による支援ネットワークの構築
地域における教育機関、母子保健関係機関、療育関係機関、医療機関等と連携して支援ネットワークを作ることにより、地域の障がい児等が抱えているニーズを把握し、地域生活の支援及びライフステージに応じ、途切れのない支援を行う。
- (5) 専門職員による療育指導・研修会の開催・専門集団療育等を行う。

2.障害者就業・生活支援センター事業（伊勢志摩圏域）

- (1) 登録者への就業に伴う相談支援を行う
- (2) 登録者への就業に伴う生活支援を行う。
- (3) 登録者への就業支援・職場定着支援を行う。
- (4) 企業・事業所への支援を行う。
- (5) 就業にかかる地域のネットワークの推進・構築を行う。
- (6) 就業にかかる地域資源の改善・開発に向けた取り組みを行う。

3.伊勢市障害者総合相談支援センター事業

- (1) 基幹型相談支援事業
 - ①地域づくりを行う
ネットワークの構築、地域相談支援センターの統括、災害時要援護者のニーズ把握等
 - ②権利擁護に関する支援を行う
虐待通報受付及び支援に関すること及び成年後見制度利用援助事業にかかる調査等
 - ③人材育成を行う
研修会の開催、ネットワーク会議の運営等
 - ④総合的な相談支援を行う
困難ケースへの相談支援、地域移行の啓発、地域体制のコーディネート等
- (2) 地域相談支援事業
 - ①障害種別や年齢に関わらない一次相談を行う
情報提供・関係機関との連携・権利擁護に必要な援助等
 - ②アウトリーチによる相談支援を行う
訪問等に出向いていく
 - ③伊勢市相談支援ネットワーク会議や、協議会への参画
 - ④基幹相談支援センターが実施する人材育成支援等への参画
 - ⑤計画相談支援のバックアップ支援、地域の相談支援体制整備・充実に関すること等を行う。
 - ⑥手帳取得された方でサービスに繋がっていない方への支援を検討する。